

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2023年第4回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和5年4月25日(火)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時04分
開催場所		春日部市役所本庁舎2階 全員協議会室			
議長氏名		会長 齋藤 千松			
出席者	農業委員	(出席人数：17人)			
		1	鈴木 宏	11	上原 美子
		2	小川 利雄	12	水口 健二
		3	市川 大倫	13	山崎 勇喜
		4	新井 久義	14	大塚 房男
		5	萩原 勝	15	飯島 優子
		6	池上 茂	17	伊藤 弘子
		7	川鍋 浩之	18	栗原 健次
		8	岡本 勉	19	齋藤 千松
		9	横井 貞夫		
	(欠席人数：0人)				
	事務局	(出席人数：5人)			
		農業委員会事務局長 新井 義宣		農業委員会事務局次長 金子 昌行	
		農地振興担当主幹 三浦 邦明		農地振興担当主査 渡部 大輔	
農地振興担当主事 加藤 祐一					
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開 日程2 農地法第5条(知事)：公開 日程3 租税特別措置法適格者証明：公開			

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td>横井 貞夫</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 1</td> <td>上原 美子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 2</td> <td>水口 健二</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	9	横井 貞夫	1 1	上原 美子	1 2	水口 健二
	議席番号	委員氏名							
	9	横井 貞夫							
	1 1	上原 美子							
1 2	水口 健二								

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>ただ今から2023年第4回総会を開会いたします。</p> <p>在任委員17名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから総会への参加は不要としております。</p>
議長	<p>次に、運営委員会について小川委員長より報告がございます。</p>
委員長	<p>本日9時20分から運営委員会を開催いたしました。</p> <p>会議の内容ですが、議題として</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 「令和6年度県農地利用の最適化施策に関する意見」の提出の実施と意見集約への協力依頼について (2) 令和6年度農林関係税制改正に関する要望について（依頼） (3) 新型コロナウイルス感染症に対する国の方針変更に伴う農業委員会活動について <p>以上、3項目について協議しました。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p>
議長	<p>本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号、農地法第3条（委員会）、1議案3件</p> <p>日程2 議案第2号、農地法第5条（知事）、1議案10件</p> <p>日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明、1議案1件</p> <p>となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号9番横井貞夫委員、11番上原美子委員、12番水口健二委員を指名いたします。</p>
議長	<p>議事に入る前に申し上げます。会議規則第25条の規定に基づき、発言の際は挙手のうえ、指名されてから起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。</p> <p>次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては別紙一覧でお示しのとおりです。</p>
議長	<p>それでは、議事にはいります。</p> <p>日程1、議案第1号、農地法第3条（委員会）を議題といたします。申請番号16番から18番について会議規則第19条第3項の規定により事務</p>

事務局

局より説明を求めます。

議案書1頁をご覧ください。議案第1号、農地法第3条（委員会）について許可申請が3件ありましたので審議を求めます。

はじめに、申請番号16番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。農地法第3条第2項第5号に規定されていた下限面積の要件は令和5年4月1日から廃止となりましたので、今月の総会から調査書の項目を削除しましたので申し添えます。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号17番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請理由は経営規模の拡大です。案内図は3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号18番、解除条件付き賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。申請理由は新規就農による賃貸借権の設定です。申請者は旧富多小跡地に設置された「春日部みどりのPARK」内にあり、主に農業関連資材の開発・販売を行っている法人でございます。次世代農業研究を行うために、各種機器の開発と作物に与える影響、効果等を検証・実証試験する目的で就農する、とのこと。令和5年4月4日に新規就農の申請があり、同年4月18日火曜日に農業委員会会長、職務代理、申請地の地区農業委員、県農林振興センター技術普及担当職員、及び市農業振興課職員が出席する聴き取り会を行い、新規就農者として認めるところです。案内図は5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。なお、今回の申請は農地法による賃借権の設定です。この場合、農業委員会は、農地法第3条第4項の規定により、あらかじめその旨を市長に通知することとなっております。当該通知を受けた市長は「市の区域における農地の適正かつ総合的な利用を確保する見地から必要があると認めるときは、意見を述べることができる」こととなっております。事務局では4月19日に市長あて通知をしており、市長からは4月24日付けで「意見なし」との回答を得ております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わ

り担当農業委員に報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長 異議なしと認めます。次に、申請番号16番について議席番号6番池上茂委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号16番について報告いたします。令和5年4月12日に、水口農業委員、石井推進委員、横川推進委員、事務局職員1名及び私の5名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号17番について議席番号7番川鍋浩之委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号17番について報告いたします。令和5年4月11日に、小川職務代理、石川推進委員、小川推進委員及び私の4名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号18番について議席番号8番、岡本勉委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号18番について報告いたします。令和5年4月13日に、横井農業委員、伊藤農業委員、田口推進委員、古谷推進委員、新井推進委員、事務局職員1名及び私の7名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に利用されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

続きまして、令和5年4月18日火曜日に行った聴き取り会について報告します。先ほど、事務局の説明にもありましたとおり、申請法人は次世代農業研究を行うために、各種機器の開発と作物に与える影響、効果等を検証・実証試験する目的で新規就農の申出をしたものです。同会で申請法人の営農

計画を確認したところ、既存のハウスを使用してトマト、きゅうり、メロンを作付ける他、盆栽及び観葉植物を栽培し、自家販売する他、一部の作物は成分分析等の研究に使用する予定とのことです。また、人員について確認したところ、指導員が1名、社員が2名の計3名でスタートし、5年後には3人増員、10年後にはさらに3人増員する予定とのことです。以上のことから就農に関して問題がないことを確認できましたので、この聴き取り会にて、申請法人を新規就農者として認めたことを報告させていただきます。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号16番から18番の事前審査の報告を求めます。

委員 はじめに、申請番号16番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

次に、申請番号17番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

次に、申請番号18番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地について担当地区推進委員に意見を求めたところ、問題はなく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されている、と報告を受けました。以上のことから、当該申請については事前審査委員5人の合議により許可と決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員 申請番号18番について質問します。この案件は新規就農と説明がありましたが、配布された農地法第3条調査書第2項第1号欄には「譲受人の経営農地は全て耕作されており云々」と書かれています。譲受人は他に農地があるのか伺います。

事務局 第3条による権利取得の際の判断の中に全部効率利用があり、その判断としてご質問の全耕作要件や、農機具の所有、労働力などがあります。譲受人

	に資格があるかどうかの判断を記載したものです。
委員	しかし、この表現では譲受人が農地を経営し、耕作していると思えるのではないかと考えます。
事務局	判断理由として記載しているものですが、分かりにくいというご意見ですので、事務局で検討していきたいと考えております。
議長	他に質疑のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)
議長	質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。16番から18番を原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第1号、農地法第3条(委員会)について申請番号16番から18番を許可と決しました。
議長	次に、日程2、議案第2号、農地法第5条(知事)を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号21番から30番について事務局より説明を求めます。
事務局	議案書2頁をご覧ください。議案第2号、農地法第5条(知事)について、許可申請が10件ありましたので審議を求めます。 はじめに申請番号21番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は駐車場の設置です。今まで申請地の隣地を駐車場として賃借し、使用していましたが、通路幅が狭いこと、従業員用及び来客者用の駐車場が不足したことから、この度の申請に至ったものです。今回の申請地2筆の外、非農地4筆と併せて合計面積188.06㎡、14台分の駐車場を設置する予定で、今まで使用していた駐車場は引き続き使用する、とのこと。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置はありません。雨水は砂利敷のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号22番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については令和5年1月13日付け自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前申込結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号23番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は11頁、詳細図は12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、令和5年1月13日付け自己専用住宅で公告済の証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書3頁をご覧ください。申請番号24番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は自動車修理工場の設置です。申請者は自動車修理の仕事に携わっていますが、独立して自動車修理工場を設置したいと考え、申請に至った、とのこと。申請地には、修理工場の外、車両4台分の駐車場を設置する、とのこと。案内図は13頁、詳細図は14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は敷地内浸透処理の外、オーバーフロー分は水路に放流予定で、該当する土地改良区発行の同意書が添付されています。生活排水は隣接する実家の施設を使用するため発生せず、また工場では当面の間、カーナビの取り付けなど排水の発生しない簡易な作業のみ、となる、とのこと。資金計画については金融機関か

らの融資で、融資にかかる事前審査結果が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号25番、使用貸借権設定。詳細は議案書のとおり。転用計画は農地改良工事で、申請地は以前から水田として耕作されていましたが、地盤が弱く、耕作機械が沈んでしまうことがあることから、対策として嵩上げするため、この度の申請に至ったものです。工事内容は現在の表土を耕作土として使用するため、建設残土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのこと。しかし、県の農地改良等に関する要綱では60cm以上の耕作土を確保するように定められているものの、本案件での耕作土は40cmしか確保されていないため、代理人へ指導を行っているところです。農地改良後は水稻を作付けする計画です。案内図は15頁、詳細図は16頁から18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの一時転用については適合証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は農振農用地です。

次に、申請番号26番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は米穀の精米及び加工業を営んでおり、工場敷地を拡張する計画です。申請法人は、春日部工場の外、県内1か所、県外4か所に工場を設置し、炊飯事業を行っていますが、業務拡張に伴い、春日部工場にて工場の増築と従業員用駐車場55台分を拡張するため、今回の申請に至ったものです。案内図は19頁、詳細図は20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてL字擁壁を設置します。雨水は貯留槽に集水後、浸透処理する計画です。排水は既存の工場部分の合併処理浄化槽を使用するため、新設はありません。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議に意見を求めます。

次に、議案書4頁をご覧ください。申請番号27番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は貨物運送業を営んでおり、転用計画は駐車場の増設です。現在は本社敷地内に小型トラック26台、中型トラック24台、大型トラック23台分の外、乗用車12台分の駐車場を備えています。貨

物の取扱量が増え、従業員も増となっていることから、新たに駐車場を増設する計画です。増設する駐車場には来客用9台、従業員用29台の車両を置き、本社敷地内の駐車場は引き続き使用する、とのこと。案内図は21頁、詳細図は22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号28番、賃貸借権設定。詳細は議案書のとおり。本案件は先月の総会案件だった農地法第5条、申請番号20番の物流倉庫新設の関連案件です。先月の案件については県が審査中です。申請法人は貨物運送業の他、倉庫業を営んでおりますが、先月の総会案件、農地法第5条で申請のあった物流倉庫に勤務する従業員の駐車場29台分を新設する計画です。案内図は23頁、詳細図は24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は浸透性舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、議案書5頁をご覧ください。申請番号29番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。転用計画は自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期、居住する者の親族のための自己用住宅に該当します。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については、証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。被害防除措置はコンクリートブロックを設置しています。雨水は敷地内浸透処理です。生活排水は合併処理浄化槽で処理後、既設道路側溝に放流する計画です。資金計画については金融機関からの融資で、住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号30番、所有権移転。詳細は議案書のとおり。申請法人は

不動産業の他、温泉浴場等の経営に関する業務を営んでおり、転用計画は駐車場の増設です。現在は申請地の隣地の温泉施設敷地内に450台分の駐車場を備えています。施設リニューアル時に新設するレストランの従業員の増員を予定していること、また、リニューアルに伴う来場者の増加が予想されることから、新たに駐車場を増設する計画です。増設する駐車場には、従業員用13台の他、来場者送迎用マイクロバス8台、大型車両4台、搬入業者用3台の車両を置き、温泉施設敷地内の既存の駐車場は来場者用として利用する、とのこと。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外については証明書が添付されています。農地の転用については該当する土地改良区発行の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は砂利舗装のため、敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金で、金融機関の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

議長 次に、申請番号24番について、議席番号15番飯島優子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号24番について報告いたします。令和5年4月10日に、齋藤会長、濱野推進委員、遠藤推進委員、及び私の4名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査を行いました。申請地は除草が行われるなど管理され、保有農地については耕作が行われており、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、申請番号25番について、議席番号11番上原美子委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。

委員 担当推進委員に代わりまして、申請番号25番について報告いたします。令和5年4月11日に、市川農業委員、大塚推進委員、遠藤推進委員、及び私の4名で申請地、及び申請人保有農地の現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地としての適正な利用がされていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、事前審査委員より報告を求めます。はじめに、議席番号4番新井久義委員より申請番号21番から25番の事前審査の報告を求めます。

委員 はじめに、申請番号25番について事前審査の報告をします。担当地区推

進委員に意見を求めたところ、申請地、及び申請人保有農地については問題ないと報告がありました。しかし、事務局からの説明のあったとおり、県の農地改良等に関する要綱では60cm以上の耕作土を確保するように定められておりますが、本案件では耕作土が40cmしか確保されておられません。そのため、事務局が代理人に確認したところ、代理人は是正の意思を示している、とのことでした。このようなことから、事前審査委員5人の合議により許可相当とし、ただし、埼玉県の審査にあたっては、耕作土の高さについて精査することを条件に付すことと決しました。

次に、申請番号21番から24番について一括して報告いたします。現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われまます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

次に、議席番号5番萩原勝委員より申請番号26番から30番の事前審査の報告を求めます。

委員

はじめに、申請番号28番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。また、周辺農地に及ぶ影響はないものと考えます。ただし、事務局からの説明にもありましたとおり本案件は、先月の総会案件だった農地法第5条、申請番号20番の物流倉庫新設の関連案件であることから、事前審査委員5人の合議により許可相当とし、ただし、埼玉県の審査にあたっては、先月の総会案件だった農地法第5条、申請番号20番の同一法人が設置を申請した物流倉庫の案件と併せて、判断することを条件に付すことと決しました。

次に、申請番号30番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。事前審査の現地調査において、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。しかし、現在は田んぼに水が張られている状態であり、すぐに農地の転用ができる状況とは思われなため、事務局から代理人に確認したところ、「今年は稲を作付けし、収穫のあと、駐車場にしたい」とのことでした。このように、工事の開始時期が収穫後、と期間が開いてしまうため、現時点での必要性については疑問が残ります。このようなことから、事前審査委員5人の合議により許可相当とし、ただし、埼玉県の審査にあたっては現時点での必要性を精査した上で判断をすることを条件に付すこと、と決しました。

次に、申請番号26番、27番、29番については一括して報告いたしま

す。現地調査の結果、申請農地については、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。申請にも問題はないこと、周辺農地に及ぶ影響もないと思われます。以上のことから、事前審査委員5人の合議により許可相当とすることと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号25番、28番、30番について、事前審査委員より許可相当とし、条件を付する必要がある、と報告がありました。よって、はじめに申請番号25番、28番、30番を次に、申請番号21番から24番、26番、27番及び29番を別々に審議することに異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号25番、28番、30番を許可相当とし、ただし事前審査委員の報告のとおり、意見書に条件を付することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号25番、28番、30番を許可相当とし、ただし意見書に条件を付して県知事に送付いたします。

議長

次に、申請番号21番から24番、26番、27番及び29番を事前審査委員の報告のとおり許可相当とすることに、賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員(多数)です。よって、議案第2号、農地法第5条(知事)申請番号21番から24番、26番、27番及び29番を許可相当と意見を付して、県知事に送付いたします。なお、26番については農地法第5条第3項の規定に基づき、農業委員会ネットワーク機構一般社団法人埼玉県農業会議の意見を付して県知事に送付いたします。

議長	次に日程3 議案第3号、租税特別措置法適格者証明を議題といたします。会議規則第19条第3項により申請番号6番について、事務局より説明を求めます。
事務局	<p>議案書6頁をご覧ください。議案第3号、租税特別措置法適格者証明について、申請が1件ありましたので、審議を求めます。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、農地等に係る相続税（贈与税）の納税猶予の適用を受けるために必要な書類です。新規に適用を受ける場合又は3年毎に引き続き適用を受ける場合に必要となり、申請人が農業経営を行い対象農地が適正に管理されていることを証明するものです。</p> <p>議案書6頁、申請番号6番詳細は議案書のとおり。案内図は29頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は60日です。</p>
議長	次に、申請番号6番について議席番号1番鈴木宏委員より担当推進委員に代わり報告を求めます。
委員	議席番号1番鈴木宏です。担当推進委員に代わりまして、申請番号6番について報告いたします。令和5年4月10日に、山崎農業委員、朝倉推進委員、瀬尾推進委員及び私の4名で申請地の現地調査等を実施したところ、いずれの農地も適正に管理されており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上のことから問題なしと意見を述べ、報告といたします。
議長	次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号3番市川大倫委員より申請番号6番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号5番について事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地に関し、担当地区推進委員の意見を求めたところ、問題なく、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により、証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号6番を事前審査委員の報告のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第3号、租税特別措置法適格者証明、申請番号6番について証明書を発行することと決しました。

議長 次に、
日程4 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」
日程5 報告第2号「農地法第4条（届出）」
日程6 報告第3号「農地法第5条（届出）」
日程7 報告第4号「違反転用事案報告」
につきましては、議案書の7頁から14頁にお示しのとおりです。
以上で議案は終了しました。

議長 次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長 次に、その他でございますが、何かありますか。

(総会前の運営委員会において、5月総会から農地利用最適化推進委員が出席することに決定した旨を事務局が報告)

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長 以上をもちまして、2023年第4回総会を閉会いたします。

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。

議長 本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

議長 以上をもちまして、2023年第4回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時04分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番